

特定個人情報保護委員会（第4回）議事概要

- 1 日時：平成26年2月4日（火）14：00～16：10
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：
堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長
内閣官房 社会保障改革担当室 水町参事官補佐

4 議事の概要

（1）議題1：情報保護評価について

事務局から配布資料について説明があった。

論点「初回評価時の重大事故の対象について」

阿部委員から「法律の趣旨からすれば、遡る形でペナルティを課し、重い評価をさせるというのは問題ではないか。真っさらな状態から評価を始めるべきではないか。特定個人情報に限定して厳しくやっていく方が、信頼度が高くなると思う」という旨の発言があった。堀部委員長から「今回の指針では、特定個人情報として決定したいと思う」という旨の発言があり、初回評価時についても、重大事故の対象を特定個人情報とする案が採用された。

論点「情報保護評価書の見直しについて」

阿部委員から「少なくとも1年に1回見直さなければならないという言葉は、法定ではないのに義務付けられたこととなり、言葉の表現に抵抗が持たれるのではないか」という旨の発言があり、手塚委員から「努力目標が良いと思う。義務付けとすると負担が相当大きくなるのではないか」という旨の発言があった。堀部委員長から「努めるという表現でよい」という旨の発言があり、1年ごとの評価書の見直しについて「努める」とする案が採用された。

論点「5年経過前の評価の再実施について」

阿部委員から「5年で見直すということは非常に大事であるが、法律に書いていない義務となるため、努力義務とするべきではないか」という旨の発言があり、手塚委員から「仮に努力目標とした場合、見直しを行わない機関がでてくるときにはどうするのか」という質問があった。これに対し、阿部委員から「委員会で調査を行い、問題がないか点検し、必要に応じて指導を行えばよいのではないか。あくまで指導・助言であり、義務付てしまふのは強すぎる」という旨の発言があり、事務局から「解説書の中でも、5年経てば技術進歩等もあるため見直す時期として適当ではない

かという形で促すことは可能」という発言があった。手塚委員から「5年で見直すという意識を持ってもらうことが必要だ」という旨の発言があつた。堀部委員長から「5年経過前の評価の再実施については努力目標とし、必要に応じ委員会の権限で指導・助言を行う対応でよろしいか」という旨の発言があり、5年経過前の再実施について「努める」とする案が採用された。

論点「承認対象以外の評価書の点検について」

阿部委員から「「点検」という言葉が、自治体の第三者点検の「点検」と同じ言葉となっているが、それでいいのだろうか。第三者点検は評価書そのものの出来を見るという意味からこれでよいとしても、提出義務のない評価書について委員会が調べるとき、点検は強すぎるのではないか。例えば抽出調査などでどうか」という旨の発言があつた。手塚委員から「調査という表現にした場合、それで問題があるって、指導を行うとするときは、「調査」というのは他の用例ではどういう位置づけなのか」という旨の質問があり、事務局から「立入調査や調査研究といったときに「調査」という言葉を使っているが、この指針には「調査」という表現はない」という旨の発言があつた。堀部委員長から「第三者点検はこれでいいと思うが、委員会による承認対象外の評価書に対するものは、点検ではなく別の言葉がいいという意見がある。事務局で整理してほしい」という旨の発言があり、事務局から「用語を整理する」という旨の発言があつた。案について、再度事務局で整理することとなった。

論点「制度等に対する特定個人情報保護評価の推奨について」

阿部委員から「制度立案時から評価をするということになると、特定個人情報ファイルを使うか否かについてまでその時に判断をすることになる。政策そのものについて良し悪しをいう形となるのはいかがなものか。指針で書くのにはなじまない」という旨の発言があつた。手塚委員から「解説でよいのではないか」という旨の発言があり、事務局から「解説の書き振りを整理してみたい」という発言があつた。堀部委員長から「本文には入れないでよろしいか」という旨の発言があり、指針には記載しないこととなつた。

論点「プライバシー保護の理念について」

阿部委員から「プライバシー等の権利利益というのは全体を通じて出てきているため、内容として残したい」という旨の発言があり、手塚委員か

ら「「個人のプライバシー等の権利利益」と「個人の権利利益」という言葉が両方出てくる。プライバシー「等」の、ということは、それ以外を含めた権利利益ということだろうか」という旨の発言があった。阿部委員から「プライバシー等の権利利益の保護というと、プライバシーはたくさんある権利利益の中の一つという位置づけになるが、全体的にプライバシー保護に万全の配慮をするとなっているため、プライバシーそのものがプライバシー等の権利利益より範囲が大きくなっているのではないか」という旨の発言があった。堀部委員長から「個人情報関係法ではいずれも権利利益という言葉を入れており、権利利益の保護を目的としている。もともと行政不服審査法に国民の権利利益の救済という言葉があり、その概念を個人情報保護法令に用いた。ただ、その権利利益の範囲をどうするかというのには難しいところで、昭和63年の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律のときに、立法でプライバシーの保護を認めめたのかという議論もあったが、認められたということではなく、権利利益という用語の中には、プライバシーを包括的に含むとはしていなかったと思う。個人情報保護法令で権利利益を使い、その特別法である番号法もその概念を基礎にしていると考えられる」という発言があった。

阿部委員から「プライバシー・インパクト・アセスメントと関連する記述のくだりでは、個人のプライバシー等の権利利益の保護のために評価実施機関が自らの取組みについて積極的、体系的に検討し、評価することが期待されているとされており、権利利益の保護より幅広くアセスメントをやっているという表現になっている」という旨の発言があり、事務局から「その部分の記載は、単なるチェックリストではなく、リスクを想定し、その防止のためにどうするかを考えて書いて欲しいという趣旨である。プライバシーについては基本理念のところに盛り込むというのが事務局案であるが、プライバシーという定義の決まっていないものをどう取り扱えばよいかという意見もあるため、たたき台のような案を提示したところ」という旨の発言があった。

堀部委員長から「国際的にはプライバシー・インパクト・アセスメントという言葉で表現され、一定の理解がある。世界中で取り入れられている概念である。そういう背景もあって、当委員会としてもできるだけ概念的なものも考えながら指針を作成していくこともあるのではないか」という旨の発言があった。

手塚委員から「特定個人情報保護評価の場合のP I Aというのは、Specific Privacy Impact Assessment という感じになるが、現段階では、評価の範囲を決めていて、その中におけるプライバシーと整理できなか

という旨の発言があり、阿部委員から「プライバシーは一般の個人情報も特定個人情報も含めているが、それに対する影響度合いが違う。特定個人情報に狙いを定めてプライバシーも保護するという論理立てもあると思う」という旨の発言があった。堀部委員長から「全体とすると特定個人情報保護評価であるため、個人のプライバシー等の権利利益という場合にも、その範囲で解釈できるのではないかと考える。いずれにせよ、プライバシーの定義を含めいろいろな議論があるので、継続して議論していきたい」という旨の発言があり、引き続き検討することになった。

(2) 議題2：訓令の制定について

事務局から人事評価実施規程の訓令案について説明があった。原案どおり了承された。

(3) 議題3：その他について

事務局から「パワー・ハラスメント」を起こさないために注意すべき言動例について、人事院の資料の紹介があった。

以上